

コンプライアンス推進の取り組み状況について

1. 島根原子力発電所点検不備に対する取り組み状況について

■ 再発防止対策の主な実施状況

前回委員会報告以降における再発防止対策の主な取り組み状況は次のとおり。
なお、全体の実施状況は別紙（P 2）のとおり。

○不適合管理プロセスの改善

平成26年5月～平成26年7月の不適合判定検討会において、339件の不具合情報を審議し、このうち79件を不適合とした。

今回は、Aグレードが1件発生しており、Bグレードは発生していない。

○原子力部門の業務運営の仕組み強化

原子力部門戦略会議を定例的に開催し、再発防止対策の進捗状況およびその運用状況について、有効性評価や今後の取組みの方向性を審議した。

また、島根原子力発電所の新規制基準への適合性審査の状況等について情報共有を図るとともに、原子力安全維持・向上活動（原子力安全性向上に関するロードマップの作成等）について今後の取り組み等を検討した。

○原子力安全文化醸成活動の推進

・原子力安全文化醸成研修会の開催（7月）

島根原子力発電所において、発電所員、関係会社社員等 計143名を対象に、「原子力リスクへの対応」をテーマとして、リスクマネジメントおよび危機管理の基本的な概念や、それに対して原子力関係者がどう考え、取り組むべきかなどについて社外講師による講演会を実施。

【演題】東日本大震災を教訓としてリスクへの対応を考える

【講師】横浜国立大学大学院 野口 和彦 教授

・役員と発電所員との意見交換会について（7月）

役員が、管理職を含めた発電所員を対象に、次のテーマを中心に意見交換を実施。

- ▶ リスク管理のために個人や職場で取り組んでいること、心掛けていること、苦労していること
- ▶ 全社大のコンプライアンス推進活動やリスク管理において知りたいことや疑問に思っていること

島根原子力発電所点検不備に係る再発防止対策の主な取り組み状況

直接的な原因に対する再発防止対策

点検計画表不備への対応

点検計画表の修正 (H22年6月末完了)

業務手順の改善・明確化, 手順書の見直し

直接原因に係る再発防止対策 (H22年7月末完了)

点検計画の作成・変更, 工事仕様書の作成手順の見直し等, 点検不備に至った業務手順の改善・明確化を実施。

その他の取り組み

点検計画表の継続的見直し

点検計画表における点検方法, 点検頻度等について, 機器の安全重要度, 劣化要因を考慮して, より妥当性の高い内容に継続的に見直し

◇点検計画表における点検方法, 点検頻度等の継続的見直しを検討するワーキンググループを結成し, 活動中。

保守管理活動全体を管理する「統合型保全システム(EAM)」の活用

・現在開発中のEAMにより, 紙ベースで管理している膨大なデータをシステムで管理
・「原子力強化プロジェクト」は, 発電所と連携して業務プロセスの改善による更なる業務処理の正確性および効率性向上を検討, 実施

◇2号機の点検計画表データをEAM保守管理データとして整備し, 第17回定期検査(H24/1開始)に向けて, H23/12に本運用を開始。

◇1号機についても, 点検計画表データをEAM保守管理データとして整備し, H24/10より運用開始。

点検時期を超過していた機器の健全性評価

◇2号機162機器の全てについて健全性の確認を終了(H22.7.27)

◇1号機349機器の全てについて健全性の確認を終了(H23.1.6)

根本的な原因に対する再発防止対策

根本的な原因

不適合管理

不適合管理を適切, 確実に行うための仕組みが不足していた。

マネジメント

規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組みが十分でなく適切な対応ができなかった。

組織・風土

「報告する文化」「常に問いかける姿勢」が組織として不足していた。

原子力品質マネジメントシステムの充実

不適合管理プロセスの改善

■不適合管理が適切に行われ, 不適合の判断が限られた箇所決定されること等がないよう, 不適合管理プロセスを改善する。

- 不適合管理を専任で行う担当を設置 (H22.6.29)
 <活動状況> ・発電所員に対し, 不適合管理の必要性や基準についての教育を実施 (H22.7.29~8.2) ・品質保証講演会 (H22.9.16), 不適合判定検討会委員への専門教育 (H22.10.14)
- すべての不具合情報について検討し処置を決定する「不適合判定検討会」の運用を開始 (H22.8.1)
 <活動状況> 不適合と判定した事象全てを半月毎に当社ホームページ上で公開 (H22.9.7開始)

原子力部門の業務運営の仕組み強化 (保守管理体制・品質保証体制の再構築)

■規制要求の変化に速やかに対応し, 適切にマネジメントできる仕組みを強化する。

- 原子力部門の重要課題を統括する「原子力部門戦略会議」を設置 (H22.7.27)
 <活動状況> 第1回開催 (H22.7.27) ~ 第75回開催 (H26.8.26)
- 本社, 発電所からなる「原子力安全情報検討会」を設置 (H22.7.30)
 <活動状況> 第1回開催 (H22.8.13) ~ 第51回開催 (H26.6.27)
- 発電所の統括機能を強化し, 責任体制を明確化するため, 品質保証部・保守部を設置 (H22.9.7), 技術部・発電部を設置 (H23.3.1)。

原子力安全文化醸成活動の推進

■経営における原子力の重要性や地域社会の視点からの安全文化の大切さを全社 (関係会社・協力会社を含む) で醸成する活動を推進する。

- 社長直属の組織として「原子力強化プロジェクト」を設置 (H22.6.29)
 - ・職場話し合い研修: H22年度3回実施。H23年度2回実施。H24年度2回実施。H25年度2回実施。H26年度は第1回(4.14~5.23)を実施。グループと個人の行動基準も策定。
 - ・役員と発電所・建設所員との意見交換会^(※)
 (※) 交換会で提案された意見は, 組織として対応を検討し, 検討結果を提案者へフィードバック
 H22年度8回実施。H23年度6回実施。H24年度6回実施。H25年度7回実施。H26年度は4.9, 7.14に実施。
 - ・原子力安全文化醸成研修会: H22年度3回開催。H23年度2回開催。H24年度2回開催。H25年度2回開催。H26年度は7.18に開催。
 - ・福島支援派遣者座談会を実施し, 社内報に掲載 (H23年度)。
 - ・原子力部門関係者の情報交換の場となる社内SNSを活用 (H22.12~継続中)
- 社外有識者を中心に構成する「原子力安全文化有識者会議」を設置: H22年度4回開催。H23年度2回開催。H24年度2回開催。H25年度はH25.10.7, H26.2.17に開催。
- 地元の方々との対話活動の充実
 鹿島町・島根町・橋北地区全戸訪問 (H22年度), 技術系社員による見学会対応 (H22.7~継続中), 地元定例訪問への参加 (H22.7~継続中), 地元行事への参加 (H22.9~継続中), 地元意見の職場内共有 (H22.9~継続中)
- 原子力の重要性や安全文化の大切さを全社で確認する「原子力安全文化の日」を制定 (H22.6.3) H23.6, H24.6, H25.6に行事実施。H26.6に発電所で社長訓話, 「誓いの言葉」唱和等を実施するとともに, 全社に対し社長メッセージを発信。
- コンプライアンス強調月間行事として, 点検不備問題に関する風化防止ビデオの視聴など再発防止に向けた取り組みを実施。(H22.11, H23.11, H24.11, H25.11)

2. コンプライアンス推進施策の主な実施内容について

○コンプライアンス経営推進誓約の実施

6月下旬の人事異動に伴い対象となった役員および組織の責任者27名が「コンプライアンス経営推進誓約書」に署名し、執務室内に掲示。

○所属長業務点検結果の活用

全社の所属長（ライン課長・マネージャー）が5～7月に実施し、当該組織のコンプライアンス推進役（事業所副所長クラス）が所属長評価内容をチェックした結果、各項目とも「適切にできている」との評価が多数を占めているが、「できていない事項があった（是正済み）」「今後、是正が必要」との評価も一定数見受けられた。

実施結果を踏まえ、各主管箇所が必要な対応を行うとともに、業務を実施する際の所属長としての留意事項を作成し、今後、フィードバックする予定。

○コンプライアンスガイドラインの改訂（7月）

コンプライアンスガイドラインについて、社会情勢の変化や法令等の動向を踏まえた年1回の定期見直しを行い、全社員へ周知した。

主な見直し点としては、発注工事におけるカルテルを誘発・助長する行為の禁止や表彰賞金の取り扱い、職場での賭け行為などの項目を追加。

また、コンプライアンス・リスク管理責任者会議において、グループ企業へ情報提供を行った。

○エネルギーグループ コンプライアンス特別研修の実施（8月）

- ・当社役員・本社部長・事業所長，グループ企業役員等約330名を対象に，会長訓示の後，社外講師による講演を実施。

・会長訓示

基本ルールの逸脱や管理者の業務チェックの甘さに起因した不適切事案が依然として発生していることを踏まえ、コンプライアンス推進の3つの留意点「お客さまの視点で考え、行動する」「ルールを守り、基本に忠実な業務遂行を徹底する」「現場・現物・現実を踏まえた業務運営を行う」を提示。

電力の全面自由化に向けて、これら3つの取り組みを前向きに積み重ねていく「攻めのコンプライアンス」により、お客さまや地域社会から信頼を獲得することが今まで以上に必要であることを強調。

・社外講師講演

【演題】現場・現物・現実のコンプライアンスの考え方と実践方法

【講師】さきもと ゆうじろう 笹本 雄司郎 先生（株マコル 代表コンサルタント）

【概要】これからのコンプライアンス態勢，社員個人の意識と行動の修正，職場づくりのために必要なこと等について，具体的事例を交えながら解説。

- ・会長訓示，講演会の内容については，社内報9月号に概要を掲載するとともに，ビデオ教材として全社およびグループ各社に公開予定。

○「職場実態・社員意識調査」の実施

- ・今年度も昨年度と同様に当社のアンケートシステムを活用し、新たにグループ会社3社を調査対象に加えて実施した。(7月下旬～8月上旬)
- ・設問は、前回と同様の28問に加え、昨年評価値が大幅に低下した「業務品質」に関して、この一年間、職場に変化があったかどうかを確認する自由記入欄を設けた。
- ・今後、集計結果の分析を行うとともに、各設問の集計結果をとりまとめた職場単位の診断レポートを作成し、10月下旬を目途に各職場へフィードバックを行う予定。

○個人情報保護研修の実施

- ・個人情報保護に関する基本的知識を習得するためのテキストや事例問題等を提供し、各職場において話し合い研修を実施中。(8月～11月)
- ・グループ会社にも教材を情報提供。(8月)

○グループ会社の管理・指導面を強化

・グループ コンプライアンス・リスク管理責任者会議の開催(7月)

グループ各社の責任者(取締役)が出席し、今年度1回目の会議を開催。会社法改正に伴うグループの内部統制強化の必要性について説明するとともに、各社で発生した不適切事案の情報共有を図り、意見交換を行った。

また、当社コンプライアンス推進部門長から各社責任者に対し、コンプライアンス・リスク管理に関して以下の点に留意して取り組むよう要請した。

- 経営陣の姿勢が最も重要であり、従業員に組みの決意を見せることが大切である。
- 会社法改正に伴い、グループ全体のガバナンス強化がより一層求められることになるため、その重要性を十分認識し、必要な対応をお願いしたい。
- 不適切事案については、幅広く積極的な情報提供をお願いする。水平展開された他社事案は、自社内でも同様のことがないか点検し、未然防止や類似事案の対応等の検討に活用してもらいたい。
- 内部通報制度は、経営者が活性させる意識を持って、まずは、自社内に通報がなされるよう工夫してもらいたい。

・グループ各社の個別事案の水平展開

5月から7月の間に中国電力グループで発生した個別事案12件(内部通報含む)について、コンプライアンス・リスク管理責任者会議において今年度2回目の水平展開を行った。

・コンプライアンス推進部門長によるグループ各社へのヒアリング(8～9月)

グループ全体のガバナンス強化に向け、コンプライアンス推進部門長が中心となってグループ27社を訪問し、各社の責任者に対して、コンプライアンス推進ならびにリスク管理・危機管理に係る取り組み状況についてのヒアリングや意見交換を実施中。